

中小企業者等支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している北本市内の中小企業者等の事業継続を支援するため、給付金を支給します。

一律 **10** 万円

令和2年 **6月15日** (月) ~受付開始

令和2年 **8月31日** (月) 受付終了

対象となる事業者

中小企業者等であって、以下の要件を全て満たす方が対象です。

- (1) 市内に本店、主たる事業所若しくは本社機能を有する事業所を有する者又は市内に事業所等の住所を有する個人
- (2) 北本市内で令和元年12月以前から継続して事業を行っている者
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降の任意の1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上50%未満減少した者
- (4) 国の持続化給付金、市の創業者応援持続化給付金の申請をしていない者

ただし、以下のいずれかに該当する方は、対象外です。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (2) 国及び法人税法別表第一に規定する公共法人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有するもの
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) (1)~(5)のほか、給付金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者

申請に必要な書類

交付申請書兼請求書に以下の書類を添付してください。

- (1) 履歴事項全部証明書の写し。ただし、個人にあっては、開業届の写し又は営業届出済証明書若しくは許可書の写し(営業に係る許可が必要な業種のみ)
- (2) 令和2年における月別の売上高等が確認できる書類(売上台帳等の写し)
- (3) 令和元年分の法人税確定申告書の別表一及び法人事業概況説明書の写し。ただし、個人にあっては、令和元年分の確定申告書Bの第一表及び第二表の写し(確定申告をしていない場合は、令和2年分の市県民税申告書の写し)並びに令和元年分所得税青色申告書の1ページ及び2ページ(月別売上(収入)金額の記載があるもの)の写し
- (4) 振込口座が確認できる書類(通帳の金融機関名、口座種別、口座番号及び名義人の記載がある部分の写し)

申請方法・お問い合わせ先

申請は郵送のみで行います。

あて先：〒364-8633 北本市本町1-111 北本市産業観光課

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請受付は行いません。

受付期間は、令和2年8月31日までです(当日の消印有効)。

☎048-594-5531



申請書のダウンロードはこちら